

## 公益社団法人日本超音波医学会会員の種別、入退会、会費等の取扱い規則

(平成25年4月1日制定)  
 (平成25年4月19日改正)  
 (平成26年5月10日改正)  
 (平成27年8月7日改正)  
 (平成27年10月9日改正)  
 (平成28年4月1日改正)

## (目的)

第1条 会員の種別、入退会、会費等の取扱いは、定款第3章に定めるもののほか、この規則による。

## (会員の種別の変更等)

第2条 定款第5条第1項第4号で規定する学生会員だった者が正会員、シニア会員又は準会員の資格に達し、会員継続の意志がある場合は、正会員、シニア会員もしくは準会員に種別変更手続きを行わなければならない。

2 学生会員で、資格を失った者は退会とする。

第3条 定款第5条第1項第5号で規定する賛助会員のうち、5口以上の会費を納入する者は、理事会の承認により、特別賛助会員と称することができる。

## (入会)

第4条 本学会の正会員、シニア会員、準会員、学生会員及び賛助会員になるうとする者は、所定の入会申込手続きを行い、入会金及び当該年度の会費を添えて、理事長に提出しなければならない。

2 入会金は、次のとおりとする。ただし、賛助会員については、入会金を納めることを要しない。

一 正会員 2,000円

二 シニア会員 2,000円

三 準会員 1,500円

四 学生会員 1,000円

3 入会の承認は、会員資格審査担当理事の議を経て、理事会において行う。

4 理事会が入会を承認しなかったときは、入会申込手続きに添えて提出された入会金及び当該年度の会費は、これを返還する。

## (退会)

第5条 会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

2 会費を滞納中の会員が退会しようとする場合、滞納中の会費を納入する。

## (会費の納入)

第6条 会費(会誌購読料を含む)は、毎年度分(4月から翌年3月まで)を当該年度の5月末日までに納入しなければならない。

第7条 会員の種別の変更を希望する者は、種別変更届けを理事長宛に提出し、会員資格審査担当理事の議を経て、理事会の承認を得なければならない。ただし、種別の変更は新年度開始日とし、変更後の会費を適応する。

第8条 会費の滞納が5か月以上に及ぶときは、会費を納入した場合でも、滞納期間中の会誌は配布を受けられない。

## (在外の会員)

第9条 在外の会員は、郵送料等の必要経費を、会費と別に納入しなければならない。納入金額は、理事会がこれを定める。

## (改廃)

第10条 この規則の改廃は、規約担当理事の発議により、理事会の決議を得なければならない。

2 第4条第2項の変更は、理事会及び総会の決議を得なければならない。

## 附 則

この規則は、一般社団法人の設立の登記の日から適用する。

## 附 則

この規則の改正は、平成25年4月19日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

## 附 則

この規則の改正は、平成26年5月10日から施行する。

## 附 則

1 この規則の改正は平成27年8月8日から施行する。

2 会費滞納の理由により平成27年3月31日に会員資格を喪失した会員について、平成27年度内に再入会の意向が確認された場合は、27年度の会費と滞納期間中の会費納入をもって超音波専門医、超音波指導医、超音波検査士、超音波検査士指導医及び超音波工学フェローに関しては会員資格が継続しているものとみなし、また、入会申込手続きについては再度行うことを要しないものとする。

## 附 則

この規則の第4条以外の改正は平成27年8月8日から施行し、第4条の改正は、平成27年10月10日から施行するものとし、ともに遡って平成27年5月24日から適用する。

## 附 則

この規則の改正は、平成28年4月1日から施行する。